# 6. 各種委員会の活動

海事科学部/海事科学研究科の最高議決機関は教授会である。構成メンバーは、海事科学研究科所属及び深江キャンパスに勤務する兼任(自然科学系先端融合研究環、内海域教育研究センター)の教員(助教、講師、准教授、教授)約80名である。教授会は入試・教学関連案件が重なる3月を除くと、月1回のペースで開催した。

教員の負担軽減及び審議の効率化のため、平成24年度より、それまでの3つの基金(梅木信子奨学会、小山健一学術振興財団、国際交流基金)関係の運営委員会を廃止するなど、整理統廃合を行ってきている。平成24年度現在の各種委員会とその審議内容等を以下の表にまとめる。

## 6-1. 各種委員会とその審議事項等

<del>五</del> 旦人力	安祥中在	<b>★</b> □ <b>/# /</b> □
委員会名	審議事項	委員会構成員
研究科運営委員会	(1) 研究科及び学部の教育研究目標,組織の設置・改廃その他管理運営に関する事項(2) 研究科及び学部の将来計画を含む全般的な課題の企画に関する事項(3) 年次計画の策定に関する事項(4) 教員の人事に関する事項(5) その他研究科長が必要と認める事項	<ul> <li>(1) 研究科長</li> <li>(2) 副研究科長</li> <li>(3) 研究科長補佐</li> <li>(4) 国際海事研究センター長</li> <li>(5) 講座主任</li> <li>(6) 入試委員会委員長</li> <li>(7) 教学委員会委員長</li> <li>(8) 事務長</li> <li>(9) その他運営委員会が必要と認める者</li> </ul>
入試委員会	(1) 入学試験についての基本計画に関する事項 (2) 学生の募集に関する事項 (3) 入学試験の実施に関する事項 (4) 入学試験の教科・科目に関する事項 (5) 入学者選考に関する事項 (6) 入学者選抜方法の改善に関する事項 (7) オープンキャンパス,高大連携に関する事項 (8) その他入学者選抜に関し委員会が必要と認めた事項	<ul><li>(1) 副研究科長1人</li><li>(2) 講座から選出された教員各2人</li><li>(3) 研究科長が指名する者</li></ul>
教学委員会	(1) 教育課程,履修,学籍その他教務に関する事項 (2) 専門基礎教育の企画,授業担当者の調整に関する事項 (3) 学生行事,奨学援助,就職対策その他学生生活に関する事項 (4) 学部教育連絡会議に関する事項 (5) 留学生に関する事項 (6) 乗船実習科学生の教務及び学生生活に関する事項 (7) その他教務及び学生の指導に関する事項	<ul><li>(1) 副研究科長1人</li><li>(2) 乗船実習科長</li><li>(3) 講座から選出された教員各2人</li><li>(4) 研究科長が指名する者</li></ul>

予算・研究活性 化委員会	(1) 予算に関する事項 (2) 研究科内共同研究及びプロジェクト研究に関する事項 (3) 他研究科,他大学及び諸機関との共同研究に関する事項 (4) 産学連携など社会との連携協力事業に関する事項 (5) 外部資金獲得に関する事項 (6) その他研究活動活性化に関する事項	<ul> <li>(1) 研究科長</li> <li>(2) 副研究科長</li> <li>(3) 附属図書館海事科学分館長</li> <li>(4) 海技教育センター長</li> <li>(5) 国際海事研究センター長</li> <li>(6) 講座主任</li> <li>(7) 講座から選出された教員各1人</li> <li>(8) 連携創造本部兼任教員</li> <li>(9) 事務長</li> <li>(10) その他委員会が必要と認めた者</li> </ul>
国際交流委員会	(1) 教育・研究に関する国際交流及び学術交流に関する基本事項 (2) 学生の国際交流に関する基本的事項 (3) その他国際交流に関する事項	<ul><li>(1) 研究科長が指名する者</li><li>(2) 海技教育センター長</li><li>(3) 国際海事研究センター長</li><li>(4) 講座から選出された教員各2人</li><li>(5) その他委員会が必要と認めた者</li></ul>
広報・社会交流 推進委員会	<ul><li>(1) 広報誌の編集及び発行に関する事項</li><li>(2) 公式サイトの保守,各種情報発信に関する事項</li><li>(3) 公開講座に関する事項</li><li>(4) 研究発表に関する事項</li><li>(5) その他広報・社会交流活動に関する事項</li></ul>	(1) 研究科長が指名する者 (2) 講座から選出された教員各2人 (3) その他委員会が必要と認めた者
教育研究基盤委員会	(1) 情報基盤のための資源及びネットワークの整備に関する事項 (2) ネットワークの運用とセキュリティポリシーの実行に関する事項 (3) 情報処理教育のために必要な設備の整備と運用に関する事項 (4) 施設整備に関する事項 (5) その他教育研究の基盤に関わる事項	(1) 研究科長が指名する者 (2) 講座から選出された教員各2人 (3) 各専門部会長(ネットワーク利用専 門部会長,システム管理専門部会長, 情報処理教育専門部会長) (4) その他委員会が必要と認めた者
評価委員会	(1) 教育, 研究, 国際交流及び社会貢献等に 関する自己点検・自己評価並びに外部評価 の項目の設定に関する事項 (2) 自己点検・自己評価の実施に関する事項 (3) 自己点検・自己評価結果の活用の提言に 関する事項 (4) 年次計画の点検に関する事項 (5) その他自己点検・自己評価に関する事項	<ul> <li>(1) 研究科長</li> <li>(2) 副研究科長</li> <li>(3) 研究科長が指名する者</li> <li>(4) 講座から選出された教員各2人</li> <li>(5) 事務長</li> <li>(6) その他委員会が必要と認めた者</li> </ul>

## 6.1. 研究科運営委員会

学部・研究科の運営に関する重要案件について審議する委員会である。平成 24 年度からの委員会再編に伴い、旧基金関係運営委員会の機能を付加した。

定例としては月2回, 教授会の開催されない週の水曜日に開催した。

# 6.2. 入試委員会

学部・大学院における学生募集、入学試験の実施と入学者選考及び入学者選抜方法の改善に関する事項について審議する委員会である。

入学試験は、学部入学試験においては、AO入試、推薦入試(平成24年度より)、一般 選抜試験(前期・後期)、第三年次編入学試験が行われ、年5回の試験を実施しており、 その他にも大学入試センター試験が行われている。特に、平成25年度の学科改組を踏まえ て、AO入試の実施方法の大幅変更、推薦入試の新たな導入を行った。

また、大学院の入学試験においては、年5回の試験が行われ、推薦入試、一般入試、社会人入試、留学生特別選抜等多様な入試が行われている。前期課程の入試については、平成24年度より実施時期の変更を行うとともに、受験科目と入学後の履修科目分野の関係を見直し、分野選択の自由度を高めた。

以上のような改訂もあり、入試委員会は、定例月1回を含み年20回程度行われている。 さらに、入学試験に関する広報活動の一環として、毎年8月初旬頃に実施されるオープ ンキャンパスにおいて、入試制度の概要を説明したり受験生からの質問に回答したりする 場を設けている。

#### 6.3. 教学委員会

教育課程,履修,学籍等教務に関する事項,専門基礎教育の企画,授業担当者の調整に 関する事項,学生行事,奨学援助,就職対策等学生生活に関する事項,留学生等学生に関 する教務から学生生活まで幅広い事項について審議する委員会である。

本委員会の下には、4つの専門部会(インターンシップ・就職対策部会、FD専門部会、STCW管理部会、水先教育専門部会)が置かれている。インターンシップ・就職対策部会では、学生のインターンシップに係る企業との連絡・調整や成績評価、企業へのアフターケアの他、就職ガイダンスや合同企業説明会など就職支援のための様々な行事を企画し、実施している。FD専門部会では、教員の授業力向上のためのピアレビューやシンポジウム等の企画・実施、Webや紙媒体の授業アンケートに係る検討作業を行っている。平成24年度には、平成27年度までに全教員がピアレビューを受けるためのスケジュールを確定させた。STCW管理部会では、学部教育が「船員の訓練及び資格証明、当直基準に関する国際条約」を満たすために必要な審議を行うと共に、国土交通省や欧州海事局による外部監査等への対応を行っている。水先教育専門部会では、大学院前期課程における水先人養成教育に係る教務に関する事項の審議を行っている。各部会は、教学委員長の指名あるいは互選により選ばれた部会長のリーダーシップの下で積極的に活動を行っており、一定期間毎に活動実績を報告書にまとめて公表している。

教学委員会は、毎月1回程度定期的に開催される他、必要に応じて開催されることから、年間の開催回数は、平成22,23年度では15回程度であったが、平成24年度は3月の教授会の開催回数が削減されたことにより、例年よりも2回削減され、全13回の開催であった。ここ数年間で新たになされた審議・実績は、GPAの導入、学部及び大学院のCP・DPの策定と公表、学生のメンタルケアや相談員の配置、非常勤講師やTAの調整、留学生への対応強化、修学指導体制の強化(学級指導教員連絡会議の設立)、学部改組に係る規則

案等の確認作業、ナンバリング導入に関する検討など多岐に渡り、非常に多くの課題をこなしてきた。

#### 6.4. 予算·研究活性化委員会

年度当初に予算案を策定するが、この際教員の教育研究費はおよそ半分を一律に配分する。残りは前期の消化分と年度末までの必要予想経費を勘案し、追加配分総額を決定する。 次に、教員毎の教育(授業コマ数、指導学生数、指導院生数)、研究(論文数)、獲得金額 (科研費、その他外部資金総額)、管理業務(主任、委員会委員、部会)、社会連携(オー プンキャンパス、高大連携活動、高校訪問)、その他(研究科長裁量)にポイント制を導入 し、ポイントに応じて重点配分を行った。これらの基本的な方針を本委員会で審議した。

また,科研費申請への支援,大型予算への申請や各種プロジェクト研究への申請を戦略 的に行うための機能を付加している。

#### 6.5. 国際交流委員会

教育・研究に関する国際交流及び学術交流に関する基本事項や学生の国際交流に関する 基本的事項を審議する委員会である。

主に、海外大学との学術交流協定の締結、海事科学研究科国際交流基金事業の募集・選定、カリフォルニア海事大学海外学生研修の企画運営、ロンドン国際青年科学フォーラム学生研修の企画運営、東アジア海事科学国際学生シンポジウム東アジア国際の企画実施を担っている。

また、研究科長、副研究科長、国際交流委員長等によって構成される「国際交流戦略企画会議」を構成し、より組織的・戦略的な国際展開を図ることにしている。同会議との緊密な連携の下で、上海交通大学(中国)、ブラパ大学(タイ)及びストラスブール大学(フランス)との部局間実施細則締結及び学生交流細則など着実に成果を上げている。

### 6.6. 広報·社会交流委員会

学部パンフレット等の広報メディアの編集と発行,研究科ホームページのコンテンツ作成と更新,高校訪問やオープンキャンパス等の立案と実施,公開講座やホームカミングディ学部企画,テレビや新聞等の取材対応,0B会をはじめとする外部組織との交流・連絡等についての,広報・社会交流活動に関する事項全般について審議する委員会である。

委員会には、5つの専門部会(公式サイト,広報誌,公開講座,高大連携,水先教育研究)が置かれ、専門教育を審議する部会から、ホームページの技術的サポートまで、その部門毎に役割を果たしている。

広報活動を「大学における教育研究活動を効果的に進めるための社会環境整備事業」と 位置づけ、学部パンフレットや学内広報誌の編集と教員よる高校訪問と実際に高校生が集 まるオープンキャンパスや公開講座、模擬授業を一体のものとして取り組む体制を確立し た。学科改組にあたり、改組リーフレットの作成、改組予告のホームページ、新学科パンフレットを作成し、情報を絶やさない改組広報に務めた。

#### 6.7. 教育·研究基盤委員会

「情報基盤小委員会」及び「施設有効利用小委員会」の2つの小委員会から構成される。「情報基盤小委員会」においては、情報基盤のための資源及びネットワークの整備、ネットワークの運用とセキュリティーポリシーの実行、情報処理教育のために必要な設備の整備と運用に関すること等を審議している。情報処理、施設整備等専門的知識を必用とする事項が多いため、ネットワーク利用専門部会、システム管理専門部会及び情報処理教育専門部会の3つの専門部会を置いて審議している。また、平成22年度に更新された海事情報処理教育電子計算機システムの管理運用に関連してメーカ担当及び部会長、専門員等を交えて保守・整備等についての事項について要望、意見交換及び改善提案を行うために、毎月1回、定期連絡会議を開催している。

「施設有効利用小委員会」においては、施設の効率的・有効的活用を進めるため、必要に応じ委員会を開いている。平成21年度には、利用施設の面積に応じ、長期利用及び短期利用に分け課金制を導入し、施設有効利用のために検討・審議を行っている。平成24年度には、学舎の耐震改修工事に伴う教室配置の変更及び教員研究室等の配置変更及びそれに伴う施設有効利用を図るために検討・審議を行っている。

両小委員会のまとめとして、当委員会では、研究室・実験室等への運用・整備及び施設整備、機器の整備等について全体調整している。

# 6.8. 評価委員会

神戸大学全学評価委員会の委員は研究科長となっている。全学委員会での統一的な評価、例えば共通個人データシステム(KUID)の導入と利用に関する事項に加えて、学部内でのデータ収集等を審議する委員会である。

また,企画課企画評価グループと連携した定期的なデータのとりまとめ,年度末ごとの 年次計画の実施状況の調査と自己評価を行っている。

## 6.9. 安全衛生委員会

毎月の産業医巡視及び毎週の衛生管理者の巡視で施設管理者に安全衛生指導を行っており、毎月開催の委員会で職場の巡視結果は委員会で諮り、産業医、衛生管理者、各講座教員、職員が相互に確認し、問題点を洗い直し、教育・研究環境を点検し労働環境の改善に努める委員会である。毎月1回委員会を開催している。

安全衛生に関する防災訓練を継続的に実施するとともに、講習会等への参加を委員会、 教授会等で周知することで、参加の推進を行うと共に講習会等で得た情報は教授会等で報 告することとしている。 さらに、キャンパス内設置の施設を対象とした具体的な安全マニュアルを安全の手引き として作成しており、新設設備や変更点については、随時、最新版に更新している。